

桐生市介護予防・日常生活支援事業 Q&A 9

*現時点での桐生市の考えを示すものです。(H29.7.10時点)

【サービスAについて】

問1 サービスAについて、相当サービスが廃止され、サービスAに移行となるのか。

(答)

サービスAは、総合事業の多様なサービスに位置づけられるもので、相当サービスとは別のサービスになります。サービスA提供希望のある事業者は、サービスA指定申請が必要です。相当サービスみなし期間が終了となる30年4月以降も相当サービスは残りますが、みなしの事業所については、30年4月以降の相当サービスの指定の更新をしていただく必要があります。申請手続きについては、追って御案内する予定です。

問2 現在の相当サービス利用者が10月1日からサービスAに移行となるのか。

(答)

現在の相当サービス利用者全てがサービスAに移行するのではなく、サービスA事業者の指定を受けたうえで、既に現行相当サービスを利用している利用者がサービスAに利用変更希望もしくは変更するのが適切で希望がある場合、新規でサービスA利用者を受け入れた場合が、事業所としてのサービスA利用者となります。このサービスA利用者については、サービスA契約書を用いて、契約する必要があります。

問3 サービスAの単位が1月当たりから1回当たりが変わったが、数か所の通所型サービスAを併用することは可能か。

(答)

サービスAについては、現行相当の対象者より、より軽度な方を想定しております。事業対象者・要支援1は週1回程度、要支援2は週2回程度となっております。ひと月に、数か所のサービスA事業所に1～2回ずつ通うのは、プログラムの継続といった観点から利用者側に混乱を招く恐れや一定の効果などをふまえると、ひと月に数か所の事業所利用は想定しておりません。訪問型サービスAも同様です。

問4 通所型サービスAの送迎減算について片道のみ家族送迎でも減算対象か。

(答)

片道のみ家族による送迎についても、送迎減算が適用されます。基本的には、送迎サービス込みのサービスとなりますので、利用前に説明をお願いします。

問5 通所型サービスAの送迎について、送迎先は必ず自宅とサービスA事業所間なのか。

(答)

利用者の居宅以外は、現状の通所介護と同様の取扱いとし、減算対象となります。通所型サービスから病院や友人宅への送迎は、サービス対象外となり、他のサービス範囲となる可能性もありますので、ご確認ください。

問6 通所型サービスAを通所介護・相当サービスと一体的に提供する場合、通所介護・相当サービスの人員基準を満たしていれば、介護職員と従事者の兼務で対応することは可能か。

(答)

通所介護・相当サービスと一体的に提供する場合には、通所介護・相当サービスの人員を満たしている場合、通所介護・相当サービスの処遇に影響を与えないことを前提に兼務で対応することも可能です。

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A（平成27年8月19日版）第6 総合事業の制度的な枠組み 問9～問14 も併せて参照ください。